

平成 12 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以來ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 12 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所

- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 16 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 6 項目、合計 22 項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
(2) 男女の別
(3) 出生の年月
(4) 世帯主との続柄
(5) 配偶の関係
(6) 国籍
(7) 現在住居における居住期間
(8) 5 年前の住居の所在地
(9) 在学、卒業等教育の状況
(10) 就業状態
(11) 就業時間
(12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
(13) 仕事の種類
(14) 従業上の地位
(15) 従業地又は通学地
(16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
(2) 世帯員の数
(3) 家計の収入の種類
(4) 住居の種類
(5) 住宅の床面積
(6) 住宅の建て方

調査の方法

平成 12 年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 12 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定され、その数は約 94 万である。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計及び結果の公表

集計は、総務省(平成 13 年 1 月 5 日以前は総務庁)統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を公表から約 1 か月後に刊行する。

1 速報集計

(1) 要計表による人口集計

都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、集計結果は、平成 12 年 12 月 22 日に公表されるとともに、同日付の官報に公示(総務庁告示第 183 号)された。

(2) 抽出速報集計

全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約 100 分の 1 の調査票を抽出し、主要な事項について集計するもので、集計結果は、平成 13 年 6 月に公表された。

2 基本集計

全数による基本的な集計を第 1 次～第 3 次の 3 段階に分けて行う。

(1) 第 1 次基本集計

人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯、

住居、高齢世帯、外国人等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成 13 年 10 月 17 日に公表されるとともに、人口及び世帯数(確定数)については同日付の官報に公示(総務省告示第 651 号)された。

(2) 第 2 次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業(大分類)別構成及び教育並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成 14 年 1 月に公表された。

(3) 第 3 次基本集計

就業者の職業(大分類)別構成、母子世帯、父子世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成 14 年 9 月に公表された。

3 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に約 2 分の 1 から 10 分の 1 の世帯の調査票を抽出し、これを用いて、産業・職業の詳細な分類(小分類)に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 16 年 6 月頃公表予定である。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの事項を、第 1 次・第 2 次基本集計、第 3 次基本集計及び抽出詳細集計に対応する 3 段階に分けて集計する。

(1) 従業地・通学地集計

(第 1 次・第 2 次基本集計に対応)

第 2 次基本集計完了後、全数により、従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 14 年 3 月に公表された。

(2) 従業地・通学地集計

(第 3 次基本集計に対応)

第 3 次基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 15 年

5 月に公表された。

(3) 従業地・通学地集計

(抽出詳細集計に対応)

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業・職業(中分類)別構成に関する事項を人口 10 万人以上の市段階まで集計するもので、平成 16 年 7 月頃公表予定である。

5 人口移動集計

人口の転出入状況や 5 年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などの事項を、第 1 次・第 2 次基本集計及び第 3 次基本集計に対応する 2 段階に分けて集計する。

(1) 人口移動集計

(第 1 次・第 2 次基本集計に対応)

全数により、人口の転出入状況に関する事項及び移動人口の労働力状態、産業(大分類)別構成及び教育に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 14 年 4 月に公表された。

(2) 人口移動集計

(第 3 次基本集計に対応)

第 3 次基本集計完了後、全数により、移動人口の職業(大分類)別構成に関する事項を人口 20 万人以上の市段階まで集計するもので、平成 15 年 6 月に公表された。

6 小地域集計

全市区町村について、全数により、第 1 次基本集計、第 2 次基本集計、第 3 次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を基本単位区(基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区)別又は町丁・字等別に集計するもので、それぞれ該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する予定である。

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、【平成12年国勢調査の概要】の「調査の対象」をご参照ください。

年齢・平均年齢

調査日前日による満年齢である。なお、10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

また、本報告書に掲載されている平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{15歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{15歳以上就業者の各歳別人口}}{\text{15歳以上就業者}} + 0.5$$

配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚 - まだ結婚したことのない人

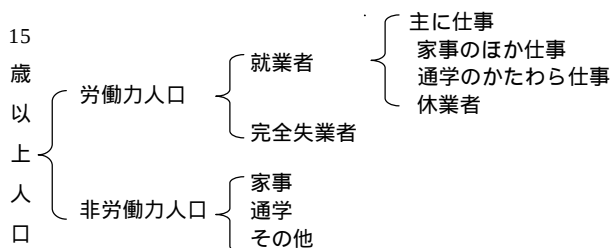
有配偶 - 妻又は夫のある人

死別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離別 - 妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて、そのほかに少しでも仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

また、本文で用いている労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業者ににおける状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 - 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 - 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族だけで事業を営んでいる人

家族従事者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事を手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成5年10月改訂)を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、大分類が14項目、中分類が77項目、小分類が223項目となっている。

職 業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類した。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成9年12月改訂)を基に、平成12年国勢調査の集計用に再編成したもので、大分類が10項目、中分類が61項目、小分類が293項目となっている。

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用し、技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業 - 議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

C 事務従事者

文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに運輸・通信に関する事務、集金などの外勤の事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

D 販売従事者

有体的商品、不動産、有価証券などの売買、仲介、取次などの仕事、金融・保険の代理等の仕事、商品の売買、製造・サービス等に関する取引上の勧誘等の仕事など、販売・販売類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

E サービス職業従事者

個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 家政婦（夫）、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、アパート管理人など。

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、公共の秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

G 農林漁業作業者

農作物の栽培、養蚕、家畜、家さん等の飼育の仕事、材木の育成、林産物の採取、鳥獣の捕獲の仕事、水産動植物の採捕・養殖の仕事及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 農業・材木業・林業・漁業作業者など。

H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機等の運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 電車運転士、バス運転者、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、電話交換手など。

I 生産工程・労務作業者

原材料を加工し又は組立てる仕事、製造するための機械、装置の操作を行う仕事、建設機械、定置機関・機械の操作、保全の仕事、建設工事の仕事、発電、変電などにおける機械、装置の操作、保全の仕事、鉱物の試掘、採掘、採取、選別の仕事、坑道の掘進、保持、充てん等の仕事に従事するもの、及び他に分類されない技能的作業、生産工程の仕事に従事するもの並びに運搬、清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業 - 窯業・土石製品・金属材料・化学製品等製造作業、食料品製造作業、製糸・紡織作業、印刷・製本作業、建設作業、採掘作業、清掃員など。

J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類

し得ないものをいう。

また、職業（４部門）の区分は、上記の大分類を次のように集約したものである。

農林漁業関係職業 = G

生産・運輸関係職業 = H + I

販売・サービス関係職業 = D + E + F

事務・技術・管理関係職業 = A + B + C

なお、平成２年国勢調査では、それまで１１項目あった大分類のうち、「採掘作業」と「技能工、生産工程作業及び労務作業」が「技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業」に統合され、大分類は１０項目となった。さらに、平成１２年国勢調査において、「技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業」が「生産工程・労務作業」に名称変更された。

就 業 時 間

就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事をした人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

居 住 期 間

現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「１年未満」、「１年以上５年未満」、「５年以上１０年未満」、「１０年以上２０年未満」、「２０年以上」の６区分に区分した。

教 育

在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

卒業者 - 学校を卒業して、在学していない人

在学者 - 在学中の人

未就学者 - 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第１条にいう学校(幼稚園を除く。)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、

職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分した。なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

一般世帯

一般世帯とは次のものをいう。

- 1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇い人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

- 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

- A **親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
- なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B **非親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C **単独世帯** - 世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
 - (2) 夫婦と子供から成る世帯
 - (3) 男親と子供から成る世帯
 - (4) 女親と子供から成る世帯
- ひとり親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

3 世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)の父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。従って4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、中間の世代がいない場合も含まれる。一方、傍系の3世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢単身世帯

65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋など

のように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 - 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家 - 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家 - その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家 - その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 - 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住

宅)の一部を借りて住んでいる場合

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により、「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯 - 世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

その他の世帯 - 通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ - 65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ - 65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ - 65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ - 65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ - 6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ - 6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

女性のみ - 6～64歳の女性のみ

その他 - 上記以外

親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合である。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる者が同一世帯内にいる場合である。

【注 意】

1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。

2 統計表中の記号は以下のとおりである。

(1) 「0.0」 単位未満

(2) 「-」 該当数値のないもの

(3) 「…」 不詳